

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組13	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当所属	義務教育課 高校教育課 生涯学習課
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 7項目/7	
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
(1) ボランティア活動や体験活動において特色ある学校を表彰し、その取組を周知する。	・福祉ボランティア顕彰候補校に係る意見照会 ○受賞校：榛東村立榛東中学校区（北小学校、南小学校、榛東中学校）	進捗	
(2) 学校と社会福祉協議会等とが連携した福祉体験等の取組が充実するよう、環境づくりをする。	・県社会福祉協議会主催の会議等での意見交換 ○年2回：連絡協議会・福祉セミナー	進捗	
(3) 各学校における「動物ふれあい教室」が充実するよう、学校獣医師を指定する。	・学校獣医師の指定 ○指定人数：119名 ○「動物ふれあい教室」実施校数：192校	進捗	
(4) 尾瀬学校や林間学校等の自然体験活動を充実する。	・尾瀬学校体験の実施 ○体験校数：131校 ○参加人数：9,856人	進捗	
(5) 各学校のJRC(青少年赤十字)活動等を始めとする地域貢献や奉仕活動を推進し、学校周辺の清掃活動や地域行事への参加等、地域との交流に努め、高校生に対して母校の小学校におけるボランティアチューターへの積極的な参加を呼びかける。	・小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」を実施 ○参加校：56校（公私立高校等） ○参加生徒数：241名（公私立高校等） ○受入小学校数：148校 【取組9再掲】	進捗	
(6) 自然体験や社会体験、地域貢献や奉仕活動を県内全域で行っている青少年団体に対し、支援や助言等を行うほか、協働で指導者養成等を実施する。	・ボーイスカウト、ガールスカウト、(公社) 県子ども会育成連合に事業費補助金及び催事補助金を交付 ○補助金交付額：1,550千円 ・地域青少年育成アドバイザー認定講習会（(公社) 県子ども会育成連合主催）を後援、講師派遣	進捗	
(7) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る県主催事業の内容を工夫・改善し、より幅広い層が参加できるようにする。	・以下の県主催事業について、毎年度、プログラム内容や時期等を工夫・改善し実施 ○自然体験活動（登山やキャンプ等の主催事業） 実施場所：県立青少年自然の家 実施回数：計52回（出前講座21回含む） 参加者数：延べ2,754人 ○青少年ボランティア養成講座 実施場所：県立青少年自然の家 実施回数：計4回 参加者数：延べ68人 ○ボランティア体験 実施場所：県立青少年自然の家 時期等：夏季休業中等 参加者数：高校生等446人 ・(公財) 県青少年育成事業団による指定管理事業 ○ボランティア体験講習会 連携先：(公社) 県子ども会育成連合及び群馬大学等 参加者数：延べ69人 ○(新規) 中学生・高校生交流ボランティア体験 連携先：ホリデーインまえばし 参加者数：延べ40名 ※ホリデーインまえばし：青年会議所を母体とする実行委員会が主催するイベントで、郷土を愛する子どもの育成、親子のコミュニケーション、異学年の子供同士のふれあいの場をもうけることなどを目的としている。	進捗	

<p>(課題)</p> <p>(1) 共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること。</p> <p>(2) 児童生徒に生きる喜びや命がかけがえないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること。</p> <p>(3) 家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成すること。</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会主催の協議会等に積極的に参加し、小学校における県福祉教育副読本を活用した実践事例についての発表を聞いたり、各市町村福祉協議会、学校と情報交換を行ったりするなど、小中学校における福祉体験活動等の充実につながった。 ・学校現場、認定ガイド、尾瀬保全推進室、教育委員会の代表者による検討会議で出された質問をまとめた「尾瀬学校参加に係るQ&A」を作成し、Web掲載した。 ・地域のイベントと連携した交流ボランティア体験を新たに実施し、地域やボランティアへの関心を深めることができた。
--	---

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合 (%)	小6	39.1 (H25)	-※	60.7	60.1	61.9	209.2	50	H26は調査なし 【進捗分析】中学生は、小学生に比べ、勉強や部活動等が忙しく、ボランティアに参加する時間がないと考えられる。今後は、生徒が地域のよさを実感できる活動を紹介するなどして、中学生にボランティアの参加を促す。
	中3	52.4 (H25)	-※	58.2	66.1	59.5	93.4	60	
※26年度の全国学力・学習状況調査の質問項目から外れたため、27年度以降に県独自調査の中でデータを収集した									
(2) 母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数 (人)		231 (H24) ----- 参考値 286 (H25)	313	256	274	241	20.4	280	【目標】概ね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定。
(3) 「自然体験活動」「社会体験活動」に係る事業への参加者数 (県立青少年自然の家 3施設合計) (人)		2,435 (H24) ----- 参考値 2,561 (H25)	2,542	3,067	2,644	3,268	228.2	2,800	【目標】基準年度の約1割増である2,800人を目標として設定。

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会と連携しながら、福祉体験の取組を充実させること。 ・「ようこそ先輩！」に参加する生徒を増加させること。 	<p>30年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を含めた福祉体験や地域のよさを実感できる取組などについて、各種会議・研修会等で情報提供をし、地域のボランティア活動に参加する児童生徒の割合が増加するようにしていく。 ・生徒指導対策協議会等における「ようこそ先輩！」の周知を徹底させる。
---	---

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組14	「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」を育む道徳教育の充実	担当所属	義務教育課 高校教育課 児童福祉課
29年度個別評価	「達成」・「進捗」 8項目／8		
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の実績	
(1) 「はばたく群馬の指導プラン」や実践事例集、道徳教育実践事例集等を基に、「向上する心」「やりぬく心」「大切に作る心」の3つの心を育成するための指導方法の工夫・改善を図り、自他の生命の尊重や家族愛、男女の協力について指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任道徳教育推進教師研修の実施（6月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 3つの心の育成に向けた指導方法の工夫・改善についての説明 ○ 参加者100名 ・ 小・中学校中堅教諭等資質向上研修の実施（6月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 3つの心の育成に向けた指導方法の工夫・改善についての説明 ○ 参加者160名 ・ 道徳教育研究指定校の授業研究会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 29年度指定校：藤岡二小、桐生中央中、太田工業高 ○ 発問構成や資料提示の仕方、話合いの持ち方等、指導方法についての説明・指導助言 		進捗
(2) 郷土の偉人や自然、伝統文化を題材とした読み物資料及び指導資料を作成し、道徳の時間等における積極的な活用を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度に作成・配布した道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」の積極的活用を推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業研究会や研修会等において、道徳郷土資料集「ぐんまの道徳」の年間指導計画への位置付けと活用を図るよう指示 		進捗
(3) 家庭や地域社会と連携し、積極的に道徳の時間の授業公開をするとともに、各種通信等を通じて情報提供を行い、保護者等の道徳教育への理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育研究協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科化に対する保護者への周知を依頼 ○ 中学校等部会（10月）参加者190名 ○ 小学校部会（7月）参加者340名 ・ 新任道徳教育推進教師研修の実施（6月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳の授業公開や保護者参加型の道徳授業の工夫、一つのテーマについて親子で話題にする機会の設定等、家庭や地域との連携の強化の工夫についての説明 ○ 参加者100名 ・ 教員向けパンフレット「はじめよう！道徳科」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者参加型の道徳授業の工夫についての説明 		進捗
(4) 小・中学校において、学校全体で道徳教育を推進するため、道徳教育推進教師を中心とした推進体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任道徳教育推進教師研修の実施（6月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育推進教師を中心とした学校全体の推進体制の在り方や、教師間の協力的な指導の工夫についての説明 ○ 参加者100名 ・ 市町村道徳主任会等への講師派遣（5～10月） <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育推進教師が生きる協力体制の在り方や、教師間の協力的な指導の工夫についての説明 ○ 参加者計200名 		進捗
(5) 高校において、道徳教育実践推進校を指定して、道徳教育の組織的な実践方法とともに、生徒の道徳的実践力の育成についての研究を行い、その成果を全校に周知し、よりよい実践を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立太田工業高校を道徳教育実践推進校に指定（H27年度、H28年度：県立渋川青翠高校） <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究テーマ「科学技術創造立国日本を支える健康な体と豊かな心を持った工業人の育成」 ○ 公開授業の実施 		進捗

<p>(6) 道徳の教科化への適切な対応を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新教育課程説明会（指導主事及び附属学校教員対象）（8月） <ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえた県教委の方針（教科化に向けて各校で取り組むべき内容）を説明 ○参加者230名 ・道徳教育研究協議会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○国の動向を踏まえた県教委の方針（教科化に向けて各校で取り組むべき内容）を説明 ○中学校等部会（10月）参加者190名 ○小学校部会（7月）参加者340名 ・教員向けパンフレット「はじめよう！道徳科」の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○道徳の教科化に向けた取組のポイントを教員に周知 	<p>進捗</p>
<p>(7) 挨拶の励行、交通マナー、服装マナー等について、「マナーアップ運動」や授業中の生徒指導等において全職員が一致した指導を引き続き行うことにより、児童生徒の規範意識の醸成を図る。 【取組9再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーアップ運動を3回、ミニマナーアップ運動を1回実施 ・生徒指導対策協議会等で各校を指導 <ul style="list-style-type: none"> ○規範意識の醸成、授業中の生徒指導、交通マナー指導の徹底等について指示 ○参加者：各110名（年3回） <p>【取組9再掲】</p>	<p>進捗</p>
<p>(8) 県内の小・中・高・特別支援学校を対象に、県助産師会が開発した教材とビデオ、出産模擬体験教材等を用いて生命の成り立ちや出産に関わる体験学習を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生命を育む講座」を県内80校で実施 <ul style="list-style-type: none"> ○実施校 小学校：60校、中学校：7校、高校10校 特別支援学校：3校 ○参加者 児童・生徒：9,384人、 保護者・教職員：3,171人 <p>※平成29年度から、中・高校生が予期しない妊娠を防ぐため、性に対する正しい知識を学び、自分のライフプランを考えて将来の行動を選択できることを目的に加えている。</p>	<p>進捗</p>

<p>(課題)</p> <p>(1) 他教科との関連を図りながら、「向上する心」「やりぬく心」「大切にすること」の3つの心を育成するための指導内容を一層重点化すること。</p> <p>(2) 自他の生命を尊重する心の育成に向けた道徳の時間を推進すること。</p> <p>(3) ライフステージにおける、家族をもつことや親になること、男女が協力して育児をすることの大切さを理解させる教育を推進すること。</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育研究協議会により、教科化に向けて各校で取り組むべき内容の周知徹底を図ることができた。 ・道徳教育研究指定校における研究発表会を行ったことにより、研究成果を全県に向けて発信することができた。 ・道徳教育実践推進校における研究を他の高校に普及させ、道徳教育の充実を図った。
--	---

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合 (%)	小6	78.9 (H25)	79.2	79.7	79.4	80.9	9.5	100	
	中3	69.9 (H25)	70.2	71.4	72.9	73.4	11.6	100	
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合 (%)	小6	84.5 (H25)	83.1	86.8	86.9	87.3	18.1	100	
	中3	82.0 (H25)	88.8	87.9	86.5	85.8	21.1	100	
(3) 県立高校で道徳の目標と各教科の学習内容との関連表(各教科等の学習内容と道徳教育の目標を結び付けたもの)を作成している学校の割合 (%)		4.7 (H25)	4.7	6.3	100	100	100	100	

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間の量的確保と質的転換を図ること。 ・道徳の目標と各教科等との関連を見直し、教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ること。 ・児童生徒の実態に応じた適切な道徳教育を実施すること。 	<p>30年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校における指導内容の重点化を図ることにより、3つの心の育成を図れるようにする。 ・道徳教育実践推進校における研究を適切に支援し、成果を普及させる。 ・各種協議会において、国の動向を明瞭・簡潔に伝達することにより、各校への周知と理解を図れるようにする。 ・県としての道徳教育の指導の重点を各種協議会等で説明したり、研究指定校に実践を促したりすることにより、県内に発信できるようにする。
---	---

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑥ 自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

取組15	自らの行動につながる人権教育の推進	担当所属	義務教育課 高校教育課 生涯学習課	
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 11項目/11		
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績		
(1)人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実するとともに、人権教育の推進体制を充実する。		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> ○参加者 小243人、中・特支140人 ○人権教育年間指導計画の見直し、改善を依頼 ・高校・特別支援学校等人権教育推進協議会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○参加者109人 ○高校、県立特別支援学校の人権教育推進体制を充実させるよう指示 		進捗
(2)人権週間、人権集中学習における学習内容を充実するとともに、体験的な活動を取り入れるなど指導方法の工夫を進める。		<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> ○参加者492人 ○車椅子体験や認知症保護訓練、障害平等研修（DET）、外国の学校訪問による交流などの取組を紹介 		進捗
(3)人権に関する重要課題を正しく理解し、人権尊重の考え方が正しく身に付くよう、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のねらいと人権教育との関連を明確にして取り組む。		<ul style="list-style-type: none"> ・指定校・指定地域において、各教科・領域で、人権教育に視点を当てた授業公開を実施 <ul style="list-style-type: none"> ○前橋大胡小（指定地域）：音楽 ○前橋大胡中（指定地域）：道徳 ○沼田小（指定校）：社会、外国語、道徳 ○長野原西中（指定校）：学活 ・地区別人権教育研究協議会において、各教科・領域で人権教育に視点を当てた授業公開を実施（5教育事務所） <ul style="list-style-type: none"> ○中部 渋川三原田小：道徳 ○西部 藤岡鬼石小：国語、算数、道徳 ○吾妻 長野原西中：学活 [兼指定校] ○利根 沼田小：社会、外国語、道徳 [兼指定校] ○東部 桐生西小：道徳 ・地区別人権教育担当者対象協議会等を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○参加者341人 ○学校教育全体を通じた人権教育の推進、常時指導について指示 		進捗
(4)人権学習指導教材「共に生きる」を活用した学習を年間指導計画等に位置付けるとともに、『「共に生きる」学習指導案集（重要課題編）』を活用し、教職員で共通理解を図った上で指導に当たる。		<ul style="list-style-type: none"> ・「共に生きる」に示されている人権重要課題を年間指導計画に位置付け、教職員の共通理解のもと指導を実施 ・中学校では学級活動等で、高等学校ではロングホームルーム等で人権学習指導教材「共に生きる」を活用するよう、人権教育研究協議会で指示 		進捗
(5)教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、自らの言動が児童生徒の人権を侵害しないよう、常に意識をもって児童生徒の指導に当たる。		<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高・特別支援学校の初任者研修において、児童生徒一人ひとりの人権を踏まえた、指導と対応を指示 ・人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒に対する人権侵害とならないような学級経営や生徒指導、言語環境等について説明 		進捗
(6)人権教育に関わる校内研修の機会を確保するとともに、生徒が就職する際の公正な採用選考に向けた指導の充実を図る。		<ul style="list-style-type: none"> ・公正な採用選考に向けたリーフレットを配布・指導 <ul style="list-style-type: none"> ○対象：高校3年生全員 		進捗
(7)校内研修等で活用できるいじめや人権に関わるDVDを総合教育センター内にあるカリキュラムセンターで貸し出して、人権教育の啓発に努める。		<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度購入状況：DVD 2本購入 <ul style="list-style-type: none"> * 中学・高校・一般向け：1本 * 中学・高校向け：1本 ・DVD貸し出し状況：29年度 195本（28年度 243本） 		進捗

(8) 各学校において、人権教育の取組の点検・評価を行う。	・人権教育推進協議会を開催（人権教育担当者を対象） ○各学校における人権教育の取組の点検・評価を行うよう指示	進捗
(9) 人権教育の指導者養成のための講座を市町村と協力して開設する。	・人権教育指導者養成講座を5市町村に委託して実施（73講座：参加人数：4,204人） ○榛東村（28講座：893人）、富岡市（13講座：840人）、嬭恋村（9講座：723人）、片品村（10講座：400人）、太田市（13講座：1,348人） ※延べ人数	進捗
(10) 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者の資質向上を目的に研修を実施する。	・人権教育指導者研修会を実施 ○5教育事務所、9回実施、参加人数942人	達成
(11) 地域の集会所等を拠点として実施する人権教育を支援する。	・市町村64箇所の集会所等における人権教育推進事業を補助 ○補助金額 3,695千円 ○参加人数 延べ43,043人	進捗
（課題） (1) 人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、自らの行動につながる人権教育を推進すること。 (2) 人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図ること。 (3) 県民の人権意識を一層高めること。		
成果 ・人権教育年間計画の見直し、改善を実施している学校が高い割合で維持されている。 ・協議会や授業公開を実施し、参加者の資質向上が図られた。説明等を通じて、今日的な人権課題に対する理解が深まった。指定校において、人権感覚チェックリスト活用による人権感覚の高揚が見られた。 ・人権教育指導者養成講座に参加体験型学習を取り入れるなど、内容を工夫し効果的に実施することができた。		

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合 (%) 【取組14再掲】	小6	78.9 (H25)	79.2	79.7	79.4	80.9	9.5	100 (小6)	
	中3	69.9 (H25)	70.2	71.4	72.9	73.4	11.6	100 (中3)	
(2) 「困っている人を見かけたら進んで助けている」と回答した小・中学生の割合 (%) 【取組14再掲】	小6	84.5 (H25)	83.1	86.8	86.9	87.3	18.1	100 (小6)	
	中3	82.0 (H25)	88.8	87.9	86.5	85.8	21.1	100 (中3)	
(3) 人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合 (%)	小	70.0(H24) 参考値 72.4(H25)	87.8	89.2	92.9	95.8	129.0	90 (全校種)	【目標】人権教育の推進を図るためには、年間指導計画の見直し・改善は必要不可欠であり、基準年度の状況を踏まえ、全校種において実現可能な共通目標数値を設定。
	中	66.1(H24) 参考値 79.3(H25)	86.9	90.5	89.2	96.3	126.4		
	高	70.5(H24) 参考値 84.1(H25)	94.3	97.7	98.9	96.6	133.8		
	特支	47.4(H24) ※18/19 参考値 94.7(H25) ※9/19	94.7 ※18/19	91.7 ※22/24	88.0 ※22/25	96.0 ※24/25	114.1		
	※は特別支援学校数（実施/全体）								
(4) 人権教育指導者研修の実施回数 (回)	8(H25)	7 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	9 各1~2回 実施	180.0	各教育事務所において年1回以上実施	【目標】各教育事務所において年1回以上実施	

今後の課題 ・いじめの防止へつなげ、自分の人権だけでなく他の人の人権も大切にする指導を実施し、人権教育の推進を図ること。 ・教職員一人一人が人権重要課題の理解を進め、人権感覚を高めること。 ・人権に関する11の重要課題について、講座で取り上げる頻度に偏りが見受けられる。	30年度の方向 ・人権重要課題の理解を促進するとともに、人権感覚を高めるために、H29年度に引き続き、協議会において専門家による講義を実施する。 ・人権教育指定校・指定地域の授業公開への参加を促進し、取組の成果の周知を図っていく。 ・年間指導計画の見直し、改善が学校人権教育の充実へつながることを各学校に周知し、取組の充実が図られるようにする。 ・人権教育（社会教育）推進状況調査の結果を活用し、市町村の担当者会議等で計画的な実施を依頼していく。
---	--

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組16	いじめの早期発見・早期解決	担当所属	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 9項目/9	
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
<p>(1) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを全教職員が十分認識し、いじめを許さない校風の醸成及び児童・生徒集団の育成に努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」の実施・いじめに向かわない集団づくりに焦点を当て、日常の諸問題を子どもたち自身が話し合っ解決する風土づくりへの取組による各学校のいじめ防止活動の推進 ・いじめ防止のぼり旗を配布し、各学校の児童生徒の主体的な活動を支援 ・いじめ防止ポスターの全校、全学級への配布 ・全ての公立高校等で、H28年度に策定した自校のスマートフォン利用ルール定着に向けた活動を実施 	
<p>(2) あらゆる教育活動を通して、児童生徒の健全育成に向けた一貫性のある指導を行うために、校長を中心とする全職員が、組織的な指導の展開に向けて校内体制を充実させる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の点検評価、全職員による組織的ないじめの未然防止、早期発見・対応の推進 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した、いじめ防止のための校内指導体制の整備 	
<p>(3) きめ細かな生徒観察や定期的なアンケート調査、個人面談の実施等により、早期発見に努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・すべての小・中学校及び高等学校で、定期的なアンケートを実施 ・個別面談の実施状況 ○小学校64%、中学校91%、高等学校100% 	
<p>(4) 学級において、話し合いで学級の諸問題を解決する体験を充実させる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・道徳や学級活動でいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている状況 ○小学校99%、中学校99%、高等学校63% 	
<p>(5) 連絡ノートを活用、電話連絡、家庭訪問等により保護者と連絡を密にし早期発見・早期解決を図り、地域行事への参加等、地域と日常的に連携し、児童生徒の情報共有を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの日常的な実態把握のための小・中学校の取組状況 ○「個人ノート」「生活ノート」の導入校：57% ○家庭訪問の実施校：68% ・「いじめ防止フォーラム」への保護者、地域住民等の参加の呼びかけと意見交流の実施 	
<p>(6) 公立の小・中・高校へのスクールカウンセラー配置により相談体制を充実し、教職員がスクールサポーターや生徒指導担当嘱託員と緊密に連携し、早期発見・早期解決を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの全校配置による教育相談体制の充実(小学校306校、中学校161校、高等学校64校) ・学校の教職員等が発見したいじめの割合(小学校65%、中学校46%、高等学校60%) ・中学校に配置した生徒指導担当嘱託員が指導した生徒数(実人数)862人。うち改善がみられた生徒658人(改善率：76.3%) ・県立高校4校に生徒指導担当嘱託員を配置 ○配置校：前橋清陵高、榛名高、桐生西高、太田フレックス高 	
<p>(7) いじめ等の問題行動の早期解決に向けた「いじめ問題対策チーム」を設置し、家庭環境等に起因するいじめに対応するための外部専門家(スクールソーシャルワーカー)を学校に派遣する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置による福祉の視点からの支援の充実 ○中部教育事務所：2名 ○西部教育事務所：2名 ○東部教育事務所：2名 ○派遣実績180回(学校：130回、家庭：10回、適応指導教室：1回、教育委員会：20回、その他関係機関19回) ・市町村教育委員会や学校へスクールソーシャルワーカーの周知や活用促進及び学校と福祉との効果的な連携を図るため、スクールソーシャルワーク推進シンポジウムを開催した。 	

<p>(8) いじめが発生した場合は、詳細な事実確認及び当該保護者への説明責任を果たし、法を犯す行為に対し、早期に警察等に相談して協力を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見に向けて、各教育事務所、総合教育センター、少年育成センター等と連携して支援を行った。 ・定期的に警察等の関係機関と情報交換を行っている状況 ○小学校64%、中学校65% ・把握した事案について、「学校いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応 	<p>進捗</p>
--	---	-----------

<p>(9) インターネット上でのいじめ防止のため、児童生徒や保護者向けの講習会を行い、情報モラルの育成を図り、教職員研修等を通じ、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝え、教員の理解を深める。 【取組11再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講習会の実施 ○講師：県警本部 ○県内の小学校72校、中学校39校、高等学校21校 [小・中学校] ・携帯インターネット問題指導者講習会を、小・中学校の生徒指導対策連絡協議会の中に位置づけ、県内の生徒指導主事、主任に「ネットトラブル防止のための校内でのあり方」と題して実施した。 ○講師：NPO法人青少年メディア研究協議会 [高等学校] ・生徒によるインターネット上への不適切な書き込み等を把握し、学校の指導を支援 ○検知数：460件 ・生徒対象の啓発講座を実施 ○実施校：県立高校24校 ・<u>全ての公立高校等で、H28年度に作成した自校のスマートフォン利用ルールの定着に向けた活動を実施</u> 	<p>進捗</p>
---	--	-----------

<p>(課題)</p> <p>(1) 各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を組織的に推進すること。</p> <p>(2) いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めること。</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組が定着しつつある。 ・いじめ防止活動が定着し、学校、家庭、地域への周知が進み、オール群馬の取組が充実してきている。 ・「いじめ防止対策推進法」にのっとったいじめの認知と早期発見・早期対応について、各校の意識を高めることができた。 ・自校のスマートフォン利用ルールの定着に向けた活動を生徒主体で実施したことで、生徒のネットモラルやネットリテラシー等の向上が図られた。
---	--

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 認知したいじめのうち、指導の結果、解消した件数の割合 (%)	小	98 (H24)	98 (H25)	97 (H26)	96 (H27)	96 (H28)	▲100	100 (全校種)	
	中	96 (H24)	99 (H25)	97 (H26)	96 (H27)	93 (H28)	▲75		
	高	85 (H24)	86 (H25)	83 (H26)	76 (H27)	89 (H28)	26.7		
	特支	100 (H24)	83 ※7/7件	100 ※12/12 件 (H26)	57 ※17/30 件 (H27)	36 ※23/64 件 (H28)	▲64.0		
※は特別支援学校での件数(解消/全体)									

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校のいじめ防止活動の充実のために、いじめ防止フォーラムを中核とした児童生徒の主体的な取組の活性化を促進する。 ・学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組の一層の推進を図る。 ・「学校いじめ防止基本方針」等に基づく、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応が適切に行われるよう、学校を支援すること。 	<p>30年度の方角</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人がいじめに対する意識を高めるため、話し合い活動の充実を図る。 ・相手の気持ちにより添ったコミュニケーションについて体験的な活動を取り入れ、児童生徒の援助希求的態度の育成に関わる「SOSの出し方・受け止め方」に関する教育を推進する。 ・各学校の「学校いじめ対策組織」を中核としたいじめ対応の充実を図る。 ・各校が、国の方針や県の方針を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の改定を適切に行い、いじめの問題への対応がより適切に行われるよう学校を支援する。
--	---

基本施策3 豊かな人間性の育成

取組の柱⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援	担当所属	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
29年度個別評価	「達成」・「進捗」 5項目 / 5		
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の実績	
<p>(1) 学級会、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒たちが自分たちの力でいじめをなくす活動を進め、児童生徒一人ひとりに、いじめを自分のこととして考えさせる。</p> <p>① 定期的実施するいじめに関するアンケート結果を基に、学級や児童会・生徒会で、いじめをテーマとして話し合う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> いじめ等に関するアンケートなどの結果を基に、学級活動や道徳の時間において、児童生徒主体の話し合いや、自分のこととして振り返ることができるような授業に取り組んだり、年間の児童会や生徒会のスローガンにいじめ防止の視点を入れて活動を行ったりすることができた。 平成29年度いじめ問題取組状況調査結果 「児童生徒は、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ」(学校の割合) 小：97.8% 中：95.1% 高：71.6% 特支：52.0% 	
<p>② いじめで悩む児童生徒を児童生徒同士が互いにサポートできる体制を考えさせ、実践に結び付けさせる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止フォーラム、市町村いじめ防止子ども会議の中で人間関係づくりの活動を行った。 生徒会主体で、積極的にいじめ防止活動に取り組み、生徒会だよりが全国コンクールでも入賞した学校が、全国いじめ防止子供サミットに参加し、その取り組みについて発表した。 いじめ防止フォーラム等にピアサポート活動を取り入れ、人間関係づくりの活動を実施 	
<p>③ 地域ごとに小・中・高校生の代表が年齢や学校種を超えて一堂に会し、保護者や地域の人々と一緒に、いじめ防止について考える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止フォーラム」 ○県内12地区で実施 ○参加校：410校 (小：157校 中：154校 高：81校 特：16校 中等：2校) ○児童生徒の班の他、PTAや引率教員の班をつくり、話し合いを実施。 市町村主催「いじめ防止子ども会議」 ○県内35市町村で実施 ○小中学校の代表、引率教諭、PTA、地域健全育成団体等が参加 	
<p>(2) 各教員が授業中の積極的な生徒指導等により、いじめを許さない「集団づくり」や「授業づくり」に取り組む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 各種会議やリーフレットの作成・配布を通じて、魅力ある学校づくりへ向けた取組の充実を図った。 「学校いじめ防止基本方針」策定率100% 	
<p>(3) PTAや地域の関係団体等と、いじめ問題等について定期的に協議する場を設けるなどして、日常的な協力体制を築いていく。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 群馬県いじめ問題対策連絡協議会の開催 ○県内の関係機関・団体等の代表が参加 ○群馬県いじめ防止基本方針改定についての協議 ○教育上配慮が必要な児童生徒への対応についての意見交換 地区別いじめ防止フォーラムの開催 いじめ問題連絡会議の開催 ○各教育事務所で開催 ○「いじめに向かわない子ども」をテーマに、学校、保護者、関係団体等の代表が意見交換 H29年度いじめ問題取組状況調査結果 「保護者と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策が図られた」(学校の割合) 小：86.2% 中：74.5% 高：57.9% 特支：68% 	

<p>(課題)</p> <p>(1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること。</p> <p>(2) あらゆる教育活動を通じた人間関係づくりを進めること。</p>	<p>成果</p> <p>(1) 「いじめ防止フォーラム」に参加した児童生徒が、全校集会等で報告し、いじめ防止に対する意識を高めることができた。</p> <p>(2) いじめ防止のキャラクターやスローガン等を、学校で作成し、児童生徒の気持ちを一つにしようとする取組が増加した。</p>
---	---

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や社会づくりを促進した学校の割合 (%)	小	57.4 (H24)	100 (H25)	100 (H26)	100 (H27)	94.5 (H28)	87.1	100 (全校種)	【進捗分析】児童会、生徒会を中心に年々新たな取り組みをしている学校もあるが、マンネリ化し、十分な取り組みにつながらない学校も出てきている。
	中	63.5 (H24)	100 (H25)	100 (H26)	100 (H27)	97.5 (H28)	93.2		
	高	48.2 (H24)	87.4 (H25)	93.0 (H26)	90.7 (H27)	90.7 (H28)	82.0		
	特支	42.3 (H24)	81.5 (H25)	90.5 (H26)	73.1 (H27)	73.1 (H28)	53.4		
(2) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合 (%)	小	14.3 (H24)	24.1 (H25)	31.6 (H26)	40.1 (H27)	38.9 (H28)	28.7	100 (全校種)	
	中	12.9 (H24)	22.9 (H25)	24.1 (H26)	38.2 (H27)	41.1 (H28)	32.4		
	高	6.0 (H24)	13.8 (H25)	38.4 (H26)	37.2 (H27)	36.0 (H28)	31.9		
	特支	0 (H24)	7.4 (H25)	9.5 (H26)	23.1 (H27)	23.1 (H28)	23.1		
(3) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合 (%)	小	96.6 (H25)	96.9	96.7	97.1	96.8	5.9	100(小)	【進捗分析】学校全体でいじめ防止に取り組む活動が定着はしていないと思う児童生徒が増えてきている中、なかなか意識の高まらない児童生徒もいるため。
	中	94.9 (H25)	94.0	94.7	94.6	93.6	▲25.5	100(中)	

<p>今後の課題</p> <p>(1) いじめ問題も、多様化してきており、SNS等が関係するものが、増加してきている。</p> <p>(2) いじめ問題への取組について、家庭と地域と連携して取り組むことに難しさを感じている学校が多い。</p> <p>(3) SNSに頼ることなく、仲間同士でお互いに認め合い、支え合うことのできる人間関係づくりを推進すること。</p>	<p>30年度の方向</p> <p>(1) 子供たちが互いに相談したり、悩みを打ち明けたりできるような望ましい人間関係づくりに向けた取組を進める。</p> <p>(2) 各学校での取組内容を、保護者や地域に対して積極的に発信し、理解を得るとともに、保護者や地域が、学校の取組にどのように関わっていただけるのか考えてもらう等、連携した取組を推進する。</p> <p>(3) 12地区で開催する「いじめ防止フォーラム」について、人間関係づくりの観点から内容を見直し、SNSに頼ることなく、仲間同士でお互いに支え合うことのできる人間関係づくりを推進する。</p>
--	---

基本施策3における自己点検・評価結果

基本施策3（取組13～17）に対する評価の概要

柱6 自他を大切にできる心や自己肯定感を育み、規範意識を高める

人権教育年間計画の見直し、改善を実施している学校が計画策定当初に比べて増加しており、こうした取組の成果として、児童生徒の自己肯定感や地域・他者への貢献意欲の高まりが見られる。引き続き、年間指導計画の見直し・改善が学校人権教育の充実へとつながることを各校に周知し、取組の充実を推進していく必要がある。

柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

各学校で、学校いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組が定着してきている。また、インターネット上でのいじめ防止のため、全ての公立高校等で、平成28年度に作成した自校のスマートフォン利用ルールの定着に向けた活動を、生徒主体で実施した。いじめの問題が多様化しているため、PTA等家庭との連携を図るとともに、子どもたちが互いに相談したり、悩みを打ち明けたりできるような望ましい人間関係づくりに向けた取組を進める必要がある。

成果が上がっている主な達成目標

○地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合（取組13）

【小6】39.1%(H25) → 61.9%(H29) [目標は50%(H30)]
 【中3】52.4%(H25) → 59.5%(H29) [目標は60%(H30)]

取組実績

「青少年ボランティア養成講座」や各種ボランティア体験を県主催で実施
 地域のイベントと連携した交流ボランティア体験を新たに実施

○児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や社会づくりを促進した学校の割合

【小】57.4%(H24) → 94.5%(H28) [目標は全校種100%]
 【中】63.5%(H24) → 97.5%(H28)
 【高】48.2%(H24) → 90.7%(H28)
 【特支】42.3%(H24) → 73.1%(H28) (取組17)

取組実績

「いじめ防止フォーラム」の開催、群馬県いじめ問題対策連絡協議会の開催

伸び悩んでいる主な達成目標

○「自分にはよいところがある」と回答した小・中学生の割合（取組14）

【小6】78.9%(H25) → 80.9%(H29) [目標は100%(H30)]
 【中3】69.9%(H25) → 73.4%(H29) [目標は100%(H30)]

今後の対応

道徳教育において、児童生徒の実態に応じて、自分や他者を大切にできる心や自己肯定感をほぐすための指導内容の重点化を図る。

○「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合（取組17）

【小6】96.6%(H25) → 96.8%(H29) [目標はいずれも100%]
 【中3】94.9%(H25) → 93.6%(H29)

今後の対応

児童生徒に対し、相手の気持ちに寄り添ったコミュニケーションを促す取組を実施する。
 各学校の取組内容を保護者や地域に積極的に発信し、理解を得るとともに、保護者や地域と連携した取組を実施する。

基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・各学校において、いじめに対する意識が高まっていること。
- ・いじめ問題の解決について、国の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、一定の期間の見守り等を行い、組織的に対応していること。
- ・地域社会等のボランティアに参加している小・中学生の割合が増加しており、学校支援センターをはじめとする、地域と連携した取組の成果が表れていると考えられる。

課題

- ・「考え、議論する道徳」をはじめ、各教科においても、与えられたことをこなすだけでなく、自分で考え、組み立てる力、学びへ向かう力をより一層伸ばす必要がある。
- ・いじめの認知においては、加える側の意図に関わらず、受け取る側がどう思うかによるため、「人が嫌がることをしない・言わない」ということ、また、「感じ方は人それぞれである」ということを教えること。
- ・いじめ問題について、保護者やPTAとの連携を強化し、いじめの認知についての考え方が変化していることや、SNS上でのいじめ等家庭との連携が不可欠である課題について情報を共有すること。
- ・道徳を通して、他者を尊重することの大切さを教えること。
- ・子どもに対する道徳教育が保護者にも波及するよう、家庭との連携を図ること。
- ・子どもが地域で活動してきたことについて、学校の中で取り上げて全体で共有するなど、社会参加に対する意識が高まるよう取り組むこと。

基本施策4 健やかな体の育成
取組の柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る

取組18	体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実	担当所属	健康体育課 総合教育センター
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 7項目/7	
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
(1) 地域の特性や児童生徒の現状を踏まえ、保護者、地域とも連携を図りながら小・中学校ごとに、その学校ならではの特色ある体力向上の取組を推進する。	・ 県内全ての小・中学校において、自校の課題に基づき「体力向上プラン計画書」を作成し、計画的に体力向上を実践 ・ 年度末に「体力向上プラン報告書」を作成し、次年度の計画に反映できるよう、1年間の取組を各学校において評価	進捗	
(2) 運動への取組が消極的な児童生徒が体を動かすことの楽しさを見い出し、生活の中に運動を取り入れるきっかけとなるような取組を展開する。	・ 運動・スポーツが苦手な児童生徒向けの取組、性別に応じた取組を行っている学校との割合 ○小学校61.9% (全国平均56.2%) ○中学校62.6% (全国平均58.1%)	進捗	
(3) 幼児期運動指針を踏まえ、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるための取組を推進する。	・ 調査を踏まえて作成した「運動遊び実践事例集」の公開	進捗	
(4) 各学校・幼稚園が学校便り、Webページ等を活用して自校・園の体力状況について積極的に公表する。	・ 学校のホームページや学校だより等で、自校の体力の状況について家庭や地域に公表している小・中学校の割合 ○小学校47.4% ○中学校26.4%	進捗	
(5) 幼児期運動指針に沿った実態調査を実施し、その結果を活かした幼稚園教諭・保育所保育士への研修を行うとともに、保護者への啓発を図る。	・ 実態調査を踏まえて作成した保護者向けリーフレット「家庭で楽しく運動遊び」の公開	進捗	
(6) 授業づくりに役立つ指導資料の作成及び普及を、小学校体育研究会や中学校保健体育研究会と連携しながら充実させ、教員の指導力向上を図る。	・ 体育授業研修モデル構築事業において、学校体育研究団体と連携し、公開授業を小・中学校それぞれ1回、計2回開催(小学校参加者97人、中学校参加者63人) ・ モデル校における取組や体力向上プランに基づく優れた実践を行った学校の指導事例をまとめた「子どもの体力向上ガイドブック」を作成し、全ての小・中学校に配布 ・ 投力の向上に向けて、「投力を高めるヒント」を作成し、「子どもの体力向上ガイドブック」に掲載した。	進捗	
(7) 地域の専門的な指導力を有する外部指導者を学校に派遣し、体育授業の質を向上させる。	・ 学校体育指導協力者派遣事業により、小学校・中学校に外部指導者を派遣 ○63校、授業時間数660時間	進捗	
(課題) (1) 小学校において体育授業を充実するとともに、授業時間以外にも体を動かす時間を増やすこと。 (2) 運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を充実すること。 (3) 体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解を促進すること。 (4) 指導者(教職員)が適切な指導方法や指導の在り方について学ぶ機会を一層充実すること。 (5) 学校体育を地域スポーツ、生涯スポーツへ結び付けていくこと。	成果 ・ 小学校における体育の授業時間以外に体力・運動能力を向上する取組を実施している学校の割合は、全国平均とほぼ同様であるものの、年間を通して行っている学校の割合が全国と比べ高いことから、小学校における運動時間を増加させる下地を作った。 ・ 「子どもの体力向上ガイドブック」を配布し、家庭や地域と連携しながら体力向上を推進する取組への活用を進めた。 ・ 体育授業研修モデル構築授業において、優れた実践を普及させた。		

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合(%)	小	57.6 (H25)	89.0	90.5	92.2	91.5	80.0	100(小)	
	中	31.0 (H25)	62.9	61.6	74.5	76.1	65.4	100(中)	
(2) 新体力テストの結果を基に、自校の体力の状況について家庭や地域に公表している小・中学校の割合(%)	小	25.0 (H25)	32.2	41.6	45.6	47.4	40.7	80(小)	【目標】H26年度から「ぐんまの子ども体力向上推進事業」を実施する計画に合わせ、先進県と同程度の割合を目標として設定。
	中	16.0 (H25)	16.8	24.4	31.9	26.4	16.3	80(中)	
(3) 1日の運動時間が2時間以上の小・中学生の割合(体育の授業時間を除く。)(%) ※26年度から質問が変わり、「曜日ごとの運動時間」の回答を平均した。	小5男	40.5 (H25)	26.1	26.0	26.2	27.8	▲133.7	50 (小5男)	【目標】運動と学習・文化活動等のバランスを考慮し、小学生は半数の児童を設定。中学生は運動部活動と文化部活動の男女別の所属傾向等も加味して設定。
	小5女	18.3 (H25)	8.1	8.8	8.8	10.0	▲26.2	50 (小5女)	
	中2男	69.8 (H25)	73.1	72.8	75.4	74.2	43.1	80 (中2男)	
	中2女	52.1 (H25)	53.2	54.2	54.7	56.5	55.7	60 (中2女)	
(4) 小・中学校の全国・体力運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差	小5男	-1.76 (H25)	-0.60	-0.66	-1.09	-0.68	39.1	+1.0 (小5男)	
	小5女	-1.79 (H25)	-0.59	-0.48	-0.80	-0.30	53.4	+1.0 (小5女)	
	中2男	+0.22 (H25)	+0.40	+0.29	-0.08	+0.32	5.6	+2.0 (中2男)	
	中2女	+2.25 (H25)	+1.52	+1.02	+0.83	+1.11	▲152.0	+3.0 (中2女)	

今後の課題

- ・保護者向けリーフレット「家庭で楽しく運動遊び」や教職員向け「運動遊び実践事例集」の活用。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえた各学校の実践は、体育主任を中心とした取組となることが多いことから、学校全体で課題を共有し、全教職員で共通認識をもちながら組織的に体力向上を推進すること。
- ・運動やスポーツへの愛好的態度の向上に向けた授業改善の推進
- ・小学校における体育授業以外の運動時間の確保に向けた取組の推進
- ・調査結果から明らかになった投力や持久力などの課題に対する取組の工夫

30年度の方向

- ・保護者向け・教職員向けのそれぞれの研修会においてリーフレットや事例集を紹介・活用する。
- ・各学校において体力向上プランに基づく各学校の取組を推進するとともに、体育専科教員が配置されているモデル校(4校)における取組を、順次、授業公開と併せて発表する機会を設け、指導体制の工夫による成果等を普及させていく。
- ・県内全ての小・中学校の体育主任等を対象とした体力向上指導者研修会において、29年度に作成した「投力を高めるヒント」を活用して、投力の向上に関する指導のポイントを伝える。

基本施策4 健やかな体の育成
取組の柱⑧ 児童生徒の体力向上を図る

取組19	運動部活動の充実	担当所属	健康体育課
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 7項目 / 7	
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
(1) 県中学校体育連盟及び県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟と連携し、生徒の運動部活動への参加機会を充実させていく。	・各学校体育団体が開催する会議・研修等の場において、部活動の意義や教育的効果、適正な部活動の運営等について指導助言等を適宜実施	進捗	
(2) 複数校による合同実施やシーズン制等による複数種目実施等、運動部活動における先導的な取組を支援していく。	・生徒数減少や学校の統廃合の影響が大きい中学校体育連盟と、シーズン制の部活動や合同部活動など、今後の部活動の在り方について情報収集するとともに研究を実施	進捗	
(3) 県内の学校体育団体が実施する開催事業や派遣事業に対し、共同主催者の立場から助成を行い事業推進の円滑化を図る。	・大会開催補助及び派遣費補助について、必要に応じて支援を継続 ○補助実績：33件、52,516千円（大会開催補助・全国大会等派遣費補助）	進捗	
(4) 部活動運営委員会（仮称）を各学校の校内組織に位置付けるよう促し、委員会には教職員、保護者、地域のスポーツ関係者、地域医療関係者等が入り、練習内容や練習時間、学校と保護者・地域との連携等について検討する。	・部活動担当者を集めた悉皆の研修会及び管理職対象の会議等において、部活動検討委員会の必要性を説明するとともに保護者・地域と連携を図りながら適切な活動が推進できるよう指導 ○研修会参加者：中学校173人、高校：123人、計296人	進捗	
(5) 中・高校の指導者を対象に運動部活動の在り方や効果的な指導法について実技研修や講義等を行い、指導力の向上と運動部活動の活性化を図る。	・中体連・高体連と連携を図り、指導力の向上を目指した実技研修会を1種目で開催 ○バスケットボール39人	進捗	
(6) 中学校の運動部活動に対する専門的技術指導を必要とする市町村や県立高校に外部指導者を派遣し、生徒の多様な実技指導のニーズへの対応や顧問の指導力の向上を図る。	・地域スポーツ人材活用実践支援事業やスポーツエキスパート活用事業により、市町村や県立高校等に外部指導者を派遣 ○地域スポーツ人材活用実践支援事業（中学校）：15校16人 ○スポーツエキスパート活用事業（高校）：40校61人	進捗	
(7) 外部指導者には、技術面の指導だけでなく、生徒の人格形成に必要な規範意識や倫理観の育成に関する指導力、学校の方針への理解を有する者を委嘱する。	・地域スポーツ人材活用実践支援事業やスポーツエキスパート活用事業において委嘱している外部指導者を対象に研修会を開催 ○研修会参加者16人	進捗	
（課題） (1) 生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討すること。 (2) 指導力やマネジメント力の向上を目指した研修機会を充実すること。 (3) 専門的な能力を持った外部人材を活用すること。	（成果） ・適正な部活動の運営に向けて、県の「教職員の多忙化解消に向けた協議会」の提言を踏まえるとともに、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、県教育委員会としての部活動の方針の策定に取り組んだ。 ・部活動に関わる研修会の内容を充実させることで、指導力の向上を図った。 ・地域スポーツ人材活用実践支援事業、スポーツエキスパート活用事業により、生徒の多様な実技指導のニーズへの対応や顧問の指導力の向上を図った。 ・外部指導者を対象とした研修会により、指導力の向上を図った。		

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 運動部活動への加入率 (%)	中(男)	86.7 (H25)	85.7	85.1	84.5	83.9	▲84.8	90(中・男)	
	中(女)	64.6 (H25)	64.1	64.4	64.4	64.6	0.0	70(中・女)	
	高(男)	63.8 (H25)	64.2	65.6	62.4	63.7	▲1.6	70(高・男)	
	高(女)	30.7 (H25)	31.3	30.9	30.5	31.0	3.2	40(高・女)	
(2) 運動部活動における外部指導者の活用状況 ※活用校数/全学校数 (%) ※外部指導者の延べ人数(名)	中	63.9% } (H25) 355名	67.0% } 371名	72.6% } 374名	78.5% } 449名	78.5% } 512名	131.5 }	75% } (中) 390名	
	高	70.0% } (H25) 84名	65.7% } 79名	70.0% } 97名	72.9% } 97名	65.7% } 104名	▲86.0 }	75% } (高) 100名	
(3) 運動部活動運営に関する校内組織(部活動検討委員会等)を設置している学校の割合 (%)	中	42.9 (H25)	42.9	78.0	77.9	82.2	68.8	100 (中)	
	高	24.3 (H25)	24.3	58.6	61.4	67.1	56.5	100 (高)	

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会が策定した「適正な部活動の運営に関する方針」に基づいた活動を通して運動部活動の充実を図ること。 中学校においては、生徒数の減少に伴う各校における部の設置の在り方を検討していくことや、運動部活動の入部率の低下傾向に対策を講じること。 高等学校においては、生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討していくこと。 	<p>30年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 「適正な部活動の運営に関する方針」を周知し、適正な部活動が実施されるよう取り組む。 希望する市町村の中学校に部活動指導員を配置し、運動部の活動の充実を図る。 スポーツ医科学を活用した研修の機会を充実させるとともに、アスレティックトレーナーを中学校に派遣するなど新しい形での外部指導者の活用の推進・充実を図る。 中学校体育連盟、高等学校体育連盟とも引き続き連携を図りながら、中学校・高等学校における部員数の減少や教員の指導力の向上等の諸課題に対応していく。
---	--

基本施策4 健やかな体の育成
取組の柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組20	健康な体づくりを目指す健康教育・食育の推進	担当所属	健康体育課 総合教育センター
29年度個別評価		「達成」・「進捗」 7項目/7	
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
(1) 各学校が健康課題を把握しその課題に取り組むことを明確にした「学校保健計画」等を作成し、学校医の指導の下、健康教育や個別指導を行う。		・各種会議や研修会等を通じ、「学校保健計画」の作成や効果的な健康教育の実施について指導（「学校保健計画」は全校で作成済）	進捗
(2) 薬物乱用防止教室及び性・エイズ教育講演会を開催し、児童生徒への指導啓発を図り、各学校に対しては、講師の情報提供等を行い、開催を指導していく。		・「薬物乱用防止教育に関する指導者研修会」（参加人数：285人）及び「薬物乱用防止教室指導者講習会」を開催（参加人数：199人） ・「性・エイズ教室に関する指導者講習会」を開催（参加人数：241人）	進捗
(3) 栄養教諭等を中核とし、学校・幼稚園、家庭、地域が連携して食育を推進するための実践的な調査・研究を行うモデル地域を指定するとともに、その具体的な取組や指導方法を紹介する事例発表会を開催し、普及を図る。		・食育推進実践協力共同調理場を指定 ○モデル調理場：10市町村、110校（園） ・会議、研修会を開催 ○研修会等：2回、275人	進捗
(4) 食に関する指導の実施状況を把握し、食育推進上の課題改善に向けた資料を各学校や幼稚園等に提供し、各種研修会を通じて食育先進校の取組や国及び県の最新動向を伝達する。		・食育推進のための会議、研修会を開催 ○食に関する指導実施状況調査結果及び平成29年度学校教育の指針を踏まえた食育の推進の方向性について周知 ○指定共同調理場の実践発表 ○学校給食における地場産物を使った食育の推進 ○給食関係教職員研修会等：6回、514人	進捗
(5) 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。【取組9再掲】		・「早寝早起き朝ごはん」国民運動啓発のため、国が作成したリーフレットを県内全小学1年児童保護者に配布	進捗
(6) 栄養教諭等を対象に、郷土食や地場産物活用による指導内容の充実に関する研修会を実施するとともに、地場産物を活用した献立を提供する取組を各種機会を捉えて実施する。		・会議、研修会を実施 ○中堅学校栄養職員資質向上研修：3回、15人 ○新任栄養教諭研修：2回、18人 地場産物を活用した献立や郷土食など献立や食に関する指導の工夫について学び、資質向上を図った。 ○食育推進連絡協議会：1回、229人	進捗
(7) がん教育に関する知識の普及と意識の向上を図るための研修会や事例発表会を開催し、各学校でがん教育を実施するための教材資料等を作成する。		・「がんの教育に関する協議会」を2回開催（協議会は関係者13名で組織） ・教職員を対象とした「学校におけるがん教育」に関する研修会を開催（参加人数：582人）	進捗
(課題)		成果	
(1) 幼児・児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること。		・薬物や性・エイズに関する指導者研修会や講師となる人を対象とした講習会の開催により、各学校における児童生徒への教育の機会が充実・増加している。	
(2) 児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること。			
(3) 栄養教諭等を中核とした学校・幼稚園、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること。		・「各校における食に関する指導実施状況調査」の結果によると、昨年度に比べ中学校・特別支援学校で栄養教諭等の活用率が高くなった。	
(4) 学校給食における地産地消を推進すること。		・学校における食育の推進体制が整備され、栄養教諭を中心に地産地消の推進に取り組んだところ、県産食材の使用割合を向上させることができた。	

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 薬物乱用防止教室を開催している公立小・中学校、県立高校(全日制)の割合(%)	小	58.7(H24) 参考値 61.5(H25)	69.7	70.4	74.0	83.1	59.1	100 (全校種)	
	中	94.6(H24) 参考値 98.8(H25)	99.4	98.8	97.5	98.8	77.8		
	高	95.7(H24) 参考値 100.0(H25)	100.0	98.5	92.6	98.4	62.8		
(2) 性・エイズ教育講演会を開催している公立小・中学校、県立高校(全日制)の割合(%)	小	60.2(H24) 参考値 60.8(H25)	73.8	72.6	81.0	84.4	60.8	100 (全校種)	
	中	55.4(H24) 参考値 54.8(H25)	68.1	71.8	78.9	83.2	62.3		
	高	97.1(H24) 参考値 97.1(H25)	98.6	100.0	100.0	98.4	44.8		
(3) 朝食を全く食べない小・中学生の割合(%)	小6	0.5(H25)	0.7	0.6	0.7	0.7	▲40.0	0(小6)	
	中3	1.2(H25)	1.2	1.4	1.2	1.4	▲16.7		
(4) 学校給食における県産食材使用割合(%) (食材数ベース)		26.0(H24) 参考値 26.0(H25)	32.5	32.9	35.8	34.8	220.0	30	【目標】国の食育基本計画に基づく、全国標準的な目標数値として設定。 【目標】第14次群馬県総合計画のH24年の中間見直し時において、農政部とともに地産地消の県民運動を推進するための目標として、野菜類と穀類を合わせて80%を設定。
	(重量ベース)	62.9(H24) 参考値 63.5(H25)							

今後の課題	30年度の方向
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策基本方針に基づく取組について調査し、評価を行う。 食育について、各家庭の実情に合わせた個別指導を充実させること。 学校給食における地産地消を推進するため、地場産農産物の納入体制を整備すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策基本方針に基づく取組を推進するとともに、評価に基づく改善を行う。 栄養教諭制度の効果を検証し、計画的に配置を進める。 県産食材の更なる利用促進に向けて、関係部局・機関と連携しながら取り組む。

基本施策4 健やかな体の育成
取組の柱⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組21	感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理	担当所属	健康体育課 総合教育センター
29年度個別評価	「達成」・「進捗」 5項目 / 5		
計画に記載された主な取組内容		平成29年度の取組実績	
(1) 心臓、腎臓の二次検診の未受診の理由を把握し、教職員に対して研修会等を通じ二次検診の重要性を認識させるとともに保護者の理解と協力を得ることについて指導する。		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒健康管理対策実施要綱」を改正 ・「児童生徒腎臓検診報告書」「児童生徒心臓検診報告書」を作成 	
(2) インフルエンザや麻しん等の感染症予防について、通知や研修会等を通じ学校へ指導を行う。欠席者（出席停止）が出た場合には、速やかに「感染症情報収集システム」に入力し、関係機関において情報を共有し、感染拡大させないための初期対応に努める。		<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会等を通じ、「学校等欠席者・感染症情報システム」の入力や適切な運用等について指導 	
(3) 幼児児童生徒のアレルギー疾患については、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」により、学校医や園医の指導の下、適切に対応するよう指導する。		<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会等を通じ、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出や適切な対応等について指導 	
(4) 特に食物アレルギーについては、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、「校内食物アレルギー対策委員会」を設置し、各学校・幼稚園の状況にあった食物アレルギー対応マニュアルを作成するよう指導する。		<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や研修会等を通じ、「校内食物アレルギー対策委員会」の設置や適切な対応等について指導 	
(5) 教職員に対する感染症やアレルギー疾患等に関する研修会を開催する。		<ul style="list-style-type: none"> ・養護教員の経験者研修で講義等を実施 ○新規2コマ、5年目1コマ、中堅養護（10年目）6コマ ・食物アレルギー対応検討委員会を開催し、学校における対応等について指導 	
（課題） (1) 心臓・腎臓の精密検査の未受診を解消すること。 (2) 感染症やアレルギー疾患等に適切に対応すること。		成果 <ul style="list-style-type: none"> ・会議や研修会等の機会を通じて二次検診の重要性を説明する取組により受診率の向上に繋がっている。 ・各学校におけるアレルギー発症及び対応についてフィードバックすることができた。 	

達成目標		基準値 (年度)	H26	H27	H28	H29	進捗率 (%)	H30 目標年度	備考
(1) 公立学校における心臓検診の二次検診の受診率(%) ※H27評価までは前年度実績によっていたが、H28実績は集計時期が早まったためH28評価に適用し、H27実績は参考値とした。	小	93.31 (H24)	93.05 (H25)	77.33 (H26)	90.87 ----- 参考値 76.98(H27)	94.93	24.2	100 (全校種)	
	中	90.13 (H24)	86.66 (H25)	92.05 (H26)	86.22 ----- 参考値 89.08(H27)	90.75	6.3		
	高	85.20 (H24)	87.22 (H25)	86.49 (H26)	86.27 ----- 参考値 86.19(H27)	88.00	18.9		
(2) 公立学校における腎臓検診の二次検診の受診率(%) ※H27評価までは前年度実績によっていたが、H28実績は集計時期が早まったためH28評価に適用し、H27実績は参考値とした。	小	77.33 (H24)	84.58 (H25)	87.89 (H26)	95.33 ----- 参考値 77.22(H27)	82.86	24.4	100 (全校種)	
	中	53.68 (H24)	72.26 (H25)	77.53 (H26)	90.12 ----- 参考値 70.74(H27)	73.72	43.3		
	高	47.21 (H24)	62.57 (H25)	67.07 (H26)	93.22 ----- 参考値 62.78(H27)	62.36	28.7		
(3) 公立学校における「校内食物アレルギー対策委員会」の設置状況(%)	小	59.3 (H25)	99.1	100	100	100	100	100 (全校種)	
	中	62.3 (H25)	100	100	100	100	100		
	高	22.8 (H25)	80.9	92.9	95.2	98.8	98.4		

<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を含めて二次検診の重要性を理解してもらおうこと。 	<p>30年度の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議や研修会等の機会を通じて、二次検診の重要性を認識させるとともに、保護者の理解と協力を得ることについて指導する。
--	--

基本施策4における自己点検・評価結果

基本施策4（取組18～21）に対する評価の概要

柱8 児童生徒の体力向上を図る

小・中学校の全国・体力運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差について、目標には及ばなかったものの、小学生（小5）は男女いずれも平成25年度に比べて全国平均との差が縮まっており、中学生（中2）については、男女いずれも全国平均を上回っている。今後は、苦手と思われる「投力」や「持久力」の向上に向けて取り組むとともに、体育の授業以外の運動時間の確保についても取り組んでいく。

柱9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

ほぼ全ての公立学校において「校内食物アレルギー対策委員会」が設置され、また、各種会議や研修会等を通じ、アレルギー対応について指導することができた。公立学校における二次検診の受診率も徐々に増加しており、指導の成果が見られる。心身の健康の保持増進については、家庭との連携が不可欠であるため、引き続き保護者の協力が得られるよう取り組んでいく必要がある。

成果が上がっている主な達成目標

- 全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合（取組18）

【小】 $\frac{57.6\%(H25)}{31.0\%(H25)} \rightarrow \frac{91.5\%(H29)}{76.1\%(H29)}$ [目標はいずれも100% (H30)]

取組実績 「体力向上プラン計画書」及び「体力向上プラン報告書」の作成

- 公立学校における「校内食物アレルギー対策委員会」の設置状況（取組21）

【小】 $\frac{59.3\%(H25)}{62.3\%(H25)} \rightarrow \frac{100\%(H29)}{100\%(H29)}$ [目標は全校種100% (H30)]

【中】 $\frac{62.3\%(H25)}{22.8\%(H25)} \rightarrow \frac{100\%(H29)}{98.8\%(H29)}$

【高】 $\frac{22.8\%(H25)}{\rightarrow} \frac{98.8\%(H29)}{\rightarrow}$

取組実績 各種会議や研修会等を通じ、「校内食物アレルギー対策委員会」の設置や適切な対応等について指導

伸び悩んでいる主な達成目標

- 小・中学校の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における合計得点の全国集計との差（取組18）

【小5(男)] $\frac{-1.76(H25)}{-1.79(H25)} \rightarrow \frac{-0.68(H29)}{-0.30(H29)}$ [目標は+1.0 (H30)]

【小5(女)] $\frac{-1.79(H25)}{\rightarrow} \frac{-0.30(H29)}{\rightarrow}$ [目標は+1.0 (H30)]

【中2(男)] $\frac{+0.22(H25)}{\rightarrow} \frac{+0.32(H29)}{\rightarrow}$ [目標は+2.0 (H30)]

【中2(女)] $\frac{+2.25(H25)}{\rightarrow} \frac{+1.11(H29)}{\rightarrow}$ [目標は+3.0 (H30)]

今後の対応 自校の課題を踏まえた「体力向上プラン」に基づく各学校の取組を推進するとともに、モデル校の取組を紹介し、指導体制の工夫による成果等を普及する。

- 朝食を全く食べない小・中学生の割合（取組20）

【小6】 $\frac{0.5\%(H25)}{1.2\%(H25)} \rightarrow \frac{0.7\%(H29)}{1.4\%(H29)}$ [目標はいずれも0%]

【中3】 $\frac{1.2\%(H25)}{\rightarrow} \frac{1.4\%(H29)}{\rightarrow}$

今後の対応 食育について、各家庭の実情に合わせた個別指導を充実させる。

基本施策4に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・「生活習慣病予防対策基本方針」を策定し、高度肥満児への対応方法を示すことができた。
- ・教員多忙化解消の観点から協議会を設置し、部活動の在り方について議論した。さらに、協議会からの提言を受けて「適正な部活動の運営に関する方針」を作成し、部活動の適正化に取り組んでいる。（ただし、通知・適用は、平成30年4月1日付）
- ・公立学校における「校内食物アレルギー対策委員会」の設置割合について、小・中学校は100%を達成し、高等学校についても98.8%となっており、取組が進んでいる。

課題

- ・高度肥満基準未満の子どもへの対応方法を検討すること。